

○松山広域福祉施設事務組合情報公開条例施行規則

制 定 平成 16 年 3 月 30 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松山広域福祉施設事務組合情報公開条例（平成 1 6 年条例第 2 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 本組合の情報公開に関しては、松山市情報公開条例施行規則（平成 1 2 年松山市規則第 1 0 3 号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「組合長」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。